

第 22 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 3 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 45 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②			⑫		
	③			⑬		
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯		
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰		
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

1 開会	事務局次長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。
		（会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、宮崎委員、町田委員のご両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第4条第1項		事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請	事務局次長	議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議について		議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、1件となっております。
て		進行番号1でございますが、荒木〇〇番地〇〇〇〇さんが、自己所有の荒木字荒宿〇〇番〇、地目：
		畑、565㎡について、農家住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。こちらの案件は追認
		となっております。
		申請人は、現在市内で農家を営んでおりますが、住宅の老朽化が進んでいることから住宅の建て替えを計画したところ、宅地として使用していた申請地が地目上農地であることが判明しました。申請地は、昭和4
		5年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる
		周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。
		場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。星川の北に位置する荒木地内の集落内農地でご
		ざいます。
		なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、1,583.
		28㎡になる予定でございます。
		以上で議案第1号の説明を終わりますが、去る3月18日、現地調査をしていただいておりますので、新
		井委員にご報告をお願いいたします。
	新井委員	去る3月18日、私と太田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から
		申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許
		可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお
		願いいたします。
	議長	事務局から議案第1号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご

<p>『議案第 2 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 事務局次長</p>	<p>質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いします。議案第 2 号は、7 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、新潟県柏崎市栄町〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、熊谷市玉井〇〇〇〇番地〇〇玉井団地〇-〇〇 〇〇〇〇さんが所有する斉條字両半〇〇〇番〇、地目：田、6 0 m² 外 1 筆、計 3 1 4 m²について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、新潟県柏崎市内の会社へ単身赴任しており、休日には家族が生活している市内の妻の実家に帰省する生活をしております。この度、子供も成長してきたことや資金面の都合もつくようになったことから、独立しようと住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 2 ページをご覧ください。斜線部分左側のピンク色に塗られた箇所です。熊谷羽生線の南に位置する斉條地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号 2 でございますが、佐間〇丁目〇〇番〇〇号-〇〇〇号 〇〇〇〇さん外 1 名が、熊谷市玉井〇〇〇〇番地〇〇〇〇 玉井団地〇〇-〇 〇〇〇〇さんが所有する斉條字両半〇〇〇番〇、地目：田、5 8 m² 外 1 筆、計 3 0 1 m²について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 2 ページをご覧ください。斜線右側のピンク色に塗られていない箇所です。熊谷羽生線の南に位置する斉條地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号 3 でございますが、谷郷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが、祖母である谷郷〇丁目〇番〇</p>
---	--------------------------------------	---

○号 ○○○○さんが所有する谷郷字町田○○○○番○、地目：田、415㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、実家で家族と共に生活しておりますが、子供が生まれたことを機に住宅の建築を計画したところ、実家の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。斜線下の箇所グリーンアリーナの南に位置する谷郷地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号4でございますが、谷郷○丁目○番○号ー○○○号 ○○○○さんが、祖母である谷郷○丁目○番○○号 ○○○○さんが所有する谷郷字町田○○○○番、地目：田、577㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭であることから住宅の建築を計画したところ、実家の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。斜線上の箇所グリーンアリーナの南に位置する谷郷地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、北本市深井○丁目○○番地○ー○○○号 ○○○○さんが、義父である野○○番地 ○○○さんが所有する野字内○○○番○、地目：畑、374㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、北本市内の借家で家族と共に生活しておりますが、何かと手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道行田蓮田線と国道17号バイパスに挟まれた野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、群馬県前橋市駒形町○○○○番地○ー○○○号 ○○○○さんが、父親である犬塚○○○○番地 ○○○さんが所有する犬塚字南○○○○番○、地目：畑、499㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、群馬県前橋市内の借家で生活しておりますが、将来の生活設計を考え、実家の隣接地に自己用住宅の建築を計画したところ、当該申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

		<p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の南に位置する犬塚地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は592.57㎡になる予定でございます。</p> <p>また、本件申請地につきましては、昨年6月に当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。</p> <p>次に進行番号7でございますが、大阪市大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する白川戸字文殊裏〇〇〇番〇、地目：田、85㎡ 外2筆、計1,089㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万3,041kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。星川の南に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る3月18日、現地調査をしていただいておりますので、太田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る3月18日、私と新井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号3の位置図について、敷地の細長い部分は接道のための用地とは違うようですが土地利用はどうなりますか。</p> <p>西側に水路がありまして、そちらへ排水するための施設を設置する用地でございます。</p>
	太田委員	
	議長	
	宮崎委員	
	事務局次長	

『議案第3号』 農用地利用集積計画 について	議長	他にございますか。
	議長	(なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手)
	事務局次長	挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、『議案第3号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号 「農用地利用集積計画」についてご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。 本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。今回の利用権設定は農地中間管理事業に基づくものであり、6月15日を開始日とするものでございます。 件数が多いため、個々の案件につきましては、後ほど御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第3号「農用地利用集積計画について」によりご説明させていただきます。 (1) 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係についてですが、別紙20ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明いたします。恐れいりますが、20ページをご覧ください。 まず、申し出のあった総件数は、20ページの一番右下、130件、面積の合計は、52万3,904㎡となっております。 次に、設定期間ごとにご説明いたします。 1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定及び2番目の表の5年を超え8年までの中期設定につきましては、賃貸借権、使用貸借権いずれもございません。0でございます。 3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が、新規のみで、128件、面積51万5,847㎡でございます。使用貸借権につきましても、新規のみで、2件、面積8,057㎡でございます。 4番目の表の合計は、はじめにご説明したとおり、新規のみで、130件、面積52万3,904㎡となっております。 以上で、議案第3号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 議長 事務局から議案第3号についての説明がございました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたしま

<p>『議案第 4 号』 農用地利用配分計画 (案) について</p>	議長	<p>す。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 3 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。</p>
	議長	<p>次に、『議案第 4 号』農用地利用配分計画 (案) について、を議題といたします。</p> <p>なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の規定により議事参与の制限が適用されますので、新井委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(関係委員一時退席)</p>
	事務局次長	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画 (案)」についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いいたします。</p>
	議長	<p>議案第 3 号でご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が借り受けた農地につきまして、今度は、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付けるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき市農政課より農用地利用配分計画案の意見照会があったため、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>件数が多いため、個々の案件につきましては、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第 4 号「農用地利用配分計画 (案) について」によりご説明させていただきます。</p> <p>別紙 2 4 ページ～2 6 ページの「農用地利用配分計画 (案) 集計表」をご覧ください。</p> <p>関根 7 0 7 番地 ○○○○さん 外 1 6 名 及び 6 法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。</p> <p>借受希望者へ貸付を行う総筆数は、2 6 ページの表の一番右下、4 5 5 筆、面積の合計は、5 7 万 9, 0 6 2 m²となっております。内訳としましては、賃貸借 4 4 5 筆、面積 5 2 万 8, 4 2 4 m²、使用貸借 1 0 筆、面積 8, 0 5 7 m²でございます。設定期間は、新規設定については、すべて 1 0 年であり、転貸については、残存期間となっております。</p> <p>以上で、議案第 4 号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>事務局から議案第 4 号についての説明がございました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたしま</p>

報告事項	議長	す。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) ありがとうございました。議案第4号につきましては、原案のとおり承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。
	議長	(関係委員入室) 新井委員に申し上げます。議案第4号は、原案のとおり承認されました。
6 その他	主任	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。
	議長	(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
	議長	(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、店舗敷地等でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
	議長	(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。3件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願います。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長のご職を解かせていただきます。ありがとうございました。
	事務局長 主任	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。 ・令和3年度農地パトロール筆別表の配布について

7 閉会	事務局長	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度農地利用最適化推進1・1・1運動報告書の提出について・令和4年度農業委員会総会日程表の配布について・令和3年度北埼玉地区協議会からの研修資料の配布について・令和3年度農業委員会職員全国研究会の資料の配布及びYOUTUBEでの視聴について・令和4年度最適化活動の目標設定等について <p>以上をもちまして、第22回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:45)</p>
------	------	--

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....